

新種の昆虫を記載する：発見から命名まで

林 成多（ホシザキ野生生物研究所）

昆虫の新種記載は、1758年以降に誰も記載していない昆虫の種に対して、学名を与える行為である。新種は登録されるものではなく、記載・命名されるものである。命名にあたっては、国際動物命名規約に従う必要がある。条件を満たしていない学名は無効となる。

昆虫の種多様性はすさまじいものがあり、日本では3万種の昆虫が記録されているが、実際は倍以上の種数が存在し、多数の未記載種が残されている。昆虫分類学は、これらの未記載種について学名を与え、分類体系の中に位置づけることを使命の一つとしている。これらの分類学的な研究成果は、記載論文・専門書・普及書などを通じて知識が広められ、図鑑やインターネットで種名を調べる時の基礎的な情報源となっている。

今回の報告会では、演者が関わった昆虫の新種記載について、発見から命名まで具体的な事例を紹介したい。野外で一目見て新種とわかるような発見という機会はほとんどなく、標本の形態や遺伝子を調べる過程で新種が見いだされることが多い。

昆虫はすさまじい種数が存在するため、実際に記載が追いつかない事態となっている。特に近年は遺伝子の分析も取り入れられたため、1種とされていた昆虫が、実際は複数種の集合であったことが判明することもある。記載は命名規約に従うだけでなく、既知種との違いを図や写真を交えて丁寧に説明する必要がある。これを適切にやらないと、種の認識をめぐって多くの混乱をもたらすことになるからである。

記載をする人材の減少だけでなく、昆虫の減少という問題がある。日本の生物多様性の解明はかなり進んでいるものの、わからないことも多い状況である。人材を確保しつつ、生物の減少を防ぐことも大きな課題である。

新種を記載する上で、記載をする時に必要なのはタイプ標本である。昆虫の乾燥標本は丈夫な外骨格により長期保存が可能であるが、管理を怠ればカビ・昆虫の食害・光による退色などにより容易に消滅する。長期保管可能な保管施設はきわめて重要である。